

# 陳情処理状況報告書

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
2	6. 2. 22	人事課長の発言訂正を求める陳情	富山市 個人	<p>1. 令和5年6月6日経営企画委員会において、会計年度任用職員の出勤・退勤の管理は「使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。」とガイドラインに定められている内容に従い、正規職員と異なる方法で意図的に採用し実行していることを説明されました。</p> <p>後日、県職員のタイムカード実績を確認したところ、人事課長の説明では存在するはずのない会計年度任用職員のタイムカードが発見されました。</p> <p>人事課長は、県民に向け事実と異なる説明を委員会にて行っていることに当たると考えます。</p> <p>以上のことから、令和5年6月6日経営企画委員会にて発言した内容の訂正及び真実の説明を願うものである。</p>

- . . . - 陳 情 - . . . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
3	6. 2. 22	手当過払改善 についての陳 情	富山市 個人	<p>1. 令和4年6月に富山県へ、富山県農林水産総合技術センターにおいて、特殊勤務手当の支給が多く請求され支払いされているのではと疑問を、条例、規則などの根拠を添付し質問したが、富山県の回答は、</p> <p>「富山県職員の特務手当の支給状況について、全所属を対象に調査を行う予定はありません。</p> <p>また、不適切な請求や支払いがあった場合の対応など、仮定の質問についてはお答えすることはできません。</p> <p>なお、県職員の特務手当については、各所属において職員の勤務実態を確認したうえで支給することとなっております。</p> <p>今回、添付のあった富山県農林水産総合技術センターの使用簿（当時）は、車両メンテナンス時期の判断等「車両管理」のために作成していたものであり、車両運行・運行時間を記録するものではありませんでした。</p> <p>よって、当時の使用簿と日額特務勤務実績との乖離をもって、直ちに不正請求であったと判断することは困難と考えます。</p> <p>なお、現在（R2. 7. 27以降）は使用簿の様式を改め、車両運行・運行時間についても記録しています。」</p> <p>と、富山県が定めた富山県車両運行管理事務取扱要綱第2条第2項「運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他車両の運転の状況を把握するため、運転を終了した運転者に必要な事項を運転日報（様式第1号）に記録させ、管理保管すること。」と、定められているにも関わらず、県職員の職務怠慢によって少なくとも5年以上作成されない</p>

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>まま支払いを行っていたことを認めています。職務怠慢でなければ、組織的に客観的判斷できる規則を意図的に作成せず、申請職員が自由に手当を受け取れる仕組を組織的に作られた可能性も否定できない。しかし、令和2年7月以降は手当を支給するに当たり正しく記録を作成していると回答されている。</p> <p>しかし、正しく記録を作成されていると回答されたにも関わらず、労働安全衛生法にて義務付けられている資格を有する第三者機関による特定自主検査記録表の記録と、富山県の記録に大きな乖離が存在していた。具体的にどれだけの乖離があるか説明を行うと、特定の車両にて、特定自主検査記録表では令和3年7月28日～令和4年7月22日に44時間車両が稼働したことが公式な書類に記載されている。しかし、この期間県職員からは少なくとも54時間以上作業を行ったと手当申請がなされている。つまり、本来であれば県職員から44時間作業を行ったことに対し手当が支給されなければならないのに、54時間作業したと申請し手当を受け取っていることがはっきりわかる。</p> <p>以上のように、富山県民の眼からは、正当な公金の使用方法とかけ離れているように感じる。農林水産部、人事課、監査委員へ、直ちに正しい公金の使用管理、支給、監査を求むものである。また、今回の陳情以外にも不適切な公金の使用方法があるのであれば直ちに改善を求む。</p>

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
4	6. 3. 4	県職員のNHK視聴についての陳情	富山市 個人	<p>1. 現在、富山県庁及び出先機関にて所属ごとにテレビが設置され、必要に応じてNHK受信料を公金にて支払われている。テレビの必要性としては、職務に必要な情報収集であると管財課から説明を受けた。</p> <p>しかし、お昼休みに毎日NHKドラマ視聴や、職務時間の情報バラエティ番組、スポーツ観戦の視聴が、職務に直接必要だと到底考えられません。</p> <p>以上のことから、正しい公金の使用及び物品の使用を求めるものである。</p>

○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
24	5.12.11	富山県立学校 教員の「教員 南極派遣プロ グラム」応募 に関する陳情 書	立山町 個人	<p>国立極地研究所の主催により、「教員南極派遣プログラム」が毎年実施されている。このプログラムへの応募の道が県立学校教員に対して拓かれるよう、県教育委員会、その他関係各部署に働きかけていただくことを県議会に陳情する。</p> <p>本プログラムは、南極大陸に赴く南極観測隊（夏隊）に現職の学校教員を同行者として派遣し、昭和基地より衛星回線を用いて所属校に対して「南極授業」を行うものであり、参加教員を国内より広く公募している。なお、公立学校所属の教員の場合には、応募に際して管轄の教育委員会の推薦が必須である。</p> <p>陳情者は高校地学の教員である。令和4年度に本プログラムへの応募を希望し、富山県教育委員会教職員課に応募のための推薦を求めたが、「富山県には本プログラムに教員を派遣するための規定が存在しない、過去に例がない、代員が用意できない」との理由で不可であった。翌令和5年度も同様の回答であり、現状では陳情者に限らず、富山県立学校の所属である教員は本プログラムに対しての応募そのものが不可能となっている。</p> <p>近年の学校教育では理科教育の重要性が大きく謳われ、富山県もその例に漏れない。また、気候変動や環境保護に関する教育も、SDGsの観点からこれまでより一層重要性を増している。そのような情勢の中で、地球環境の観測窓として知られる南極からの授業を提供することは、児童生徒にとって非常に大きな学びの機会となることは確実である。</p> <p>しかし上記の通り、富山県立学校の児童生徒は、現状ではその機会を得ることができない。</p> <p>また、本プログラムへの応募は理科教員に限らず、あらゆる教科の教員に開かれており、南極を題材にどのような学び</p>

— . — . —

# 陳

# 情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>を提供するかは授業者の創意工夫に委ねられている。応募できないことは陳情者一人の問題ではない。多種多様な才能を持った多くの教員が独創的な南極授業を行う可能性が全く否定されていることは、結局は児童生徒の不利益ではない。</p> <p>このような現状を鑑み、本県の児童生徒の学びの機会を守るために、本陳情を行うものである。</p>

- . - . -      陳                      情      - . - . -

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
1	6. 1. 23	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情	東京都北区  個人	<p>陳情の要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 脱退一時金の運用において、日本人と外国人の被用者間で退職時の不公平が生じている。</li> <li>2. 生活保護予備群を無尽蔵に生み出す制度運用であり、地方財政上の問題がある。</li> <li>3. 72万件もの外国人の年金制度脱退を裁定するも、国側はその動向を把握していない。</li> <li>4. 厚生労働大臣が国会で答弁した今、調査および改善の要望を地方から挙げていただきたい。</li> </ol> <p>陳情の理由</p> <p>昭和の時代からの制度と国際法の狭間で、様々な省庁が人道主義や特例対応を許した結果、本来の立法主旨からかけ離れた制度運用となり、日本人と外国人がいがみ合うような不公平が生じている。国の制度の問題であり地方行政では対応ができません。大部分が法定受託事務であることに鑑み、現場となる地方から財政問題として声を上げる必要があるため、調査および改善を求める意見書の採択を陳情する。</p>